

鎌倉市告示第 95 号

放置自転車等返還手数料の徴収及び収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収及び収納する事務を次の通り委託しますので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 受託者の名称及び事務所の所在地
神奈川県横浜市旭区二俣川 2 丁目 72 番 17
株式会社セイフティーガードシステム
代表取締役 山本 秀美
- 2 委託する公金事務に係る歳入
放置自転車等返還手数料
- 3 委託する期間
令和 7 年（2025 年） 7 月 1 日から令和 8 年（2026 年） 6 月 30 日 まで
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日
- 5 委託した日
令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日